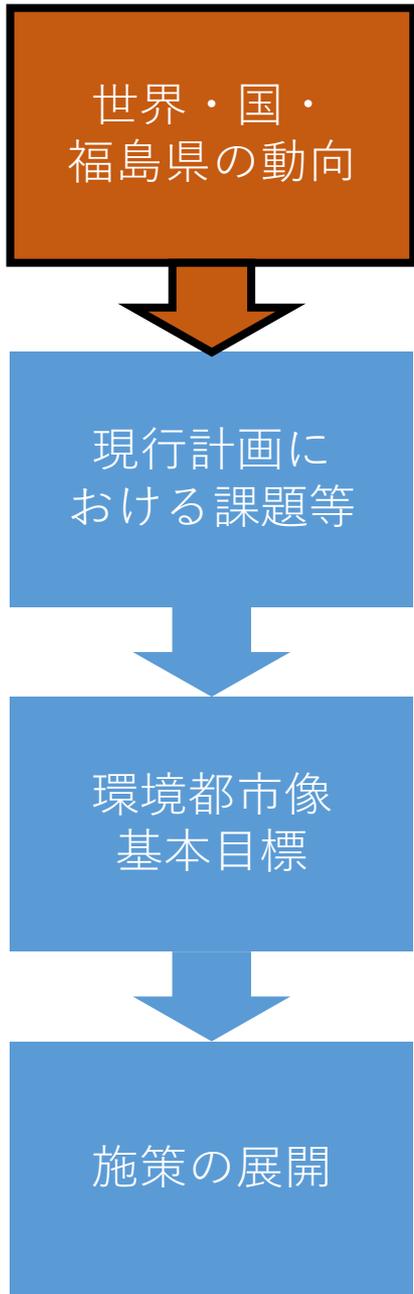


次期市環境基本計画
骨子案について
(説明資料)

目次

- 1 世界・国・福島県の動向 ・ ・ ・ P1～P4
- 2 現行計画における課題等 ・ ・ ・ P5～P10
- 3 環境都市像基本目標 ・ ・ ・ P11～P15
- 4 施策の展開 ・ ・ ・ ・ ・ P16～P21



環境に関連する世界の動向

平成27年 (2015年) 9月 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択

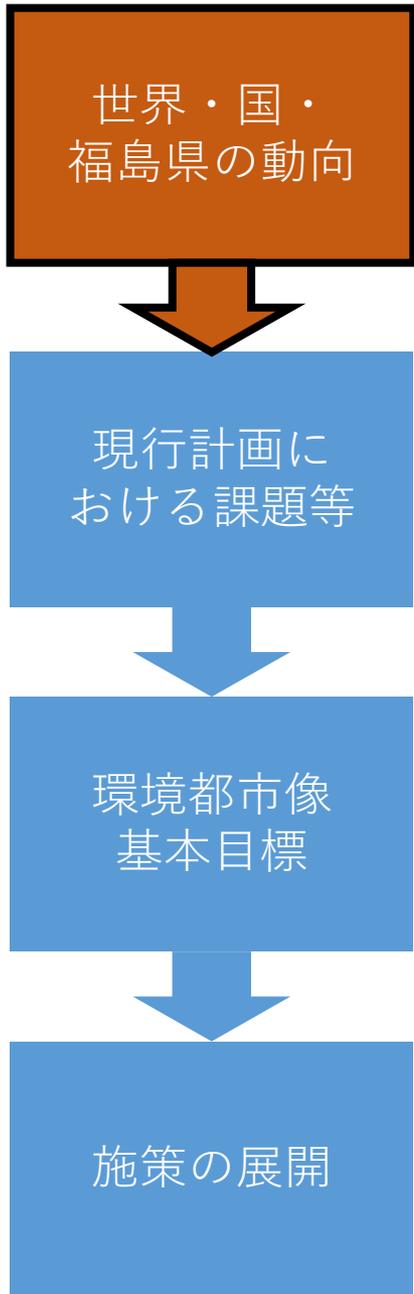
- 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットで採択
- すべての人々及び社会のすべての部分で満たされ、誰一人取り残さないことを宣言
- 2030アジェンダでは、持続可能な開発の三本柱とされる経済・社会・環境における課題を統合的に解決する考えが協調
- SDGsはその達成に向けた17のゴールとそれらに付随する169のターゲットから構成
 - 「水・衛生」「エネルギー」「気候変動」といった地球環境と密接に関わる課題に係るゴールが数多く含まれている
 - 複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、**1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す**マルチベネフィットを目指す、という特徴がある

平成27年 (2015年) 12月 「パリ協定」の採択

- 世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求する
- 2℃目標達成のため、21世紀後半には温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す

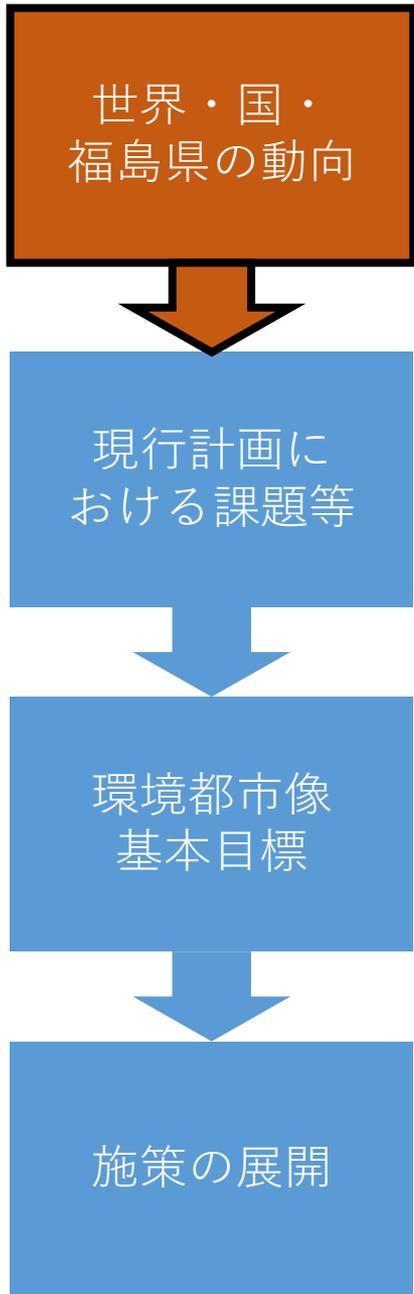
平成30年 (2018年) 10月 IPCC 「1.5℃特別報告書」

- 気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、令和32(2050)年までにCO2の実質排出量をゼロにすることが必要**
- ※実質排出量ゼロ・・人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡



国の動向

<p>平成28年 (2016年)5月 地球温暖化対 策計画</p>	<p>【温室効果ガス排出削減目標】 令和2(2020)年度に平成17(2005)年度比で3.8%削減 令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で26%削減 (平成17(2005)年度比25.4%) (令和32(2050)年度に80%減を目指す)</p>
<p>平成30年 (2018年)4月 第五次環境基 本計画</p>	<p>【目指すべき社会の姿】 「地域循環共生圏」の創造 「世界の範となる日本」の確立 「環境・生命文明社会」(持続可能な循環共生型の社会)の実現</p> <p>【計画のアプローチ】 SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化 地域資源を持続可能な形で最大限活用し、経済・社会活動をも向上 より幅広い関係者と連携</p>
<p>令和元年 (2019年)6月 パリ協定に基 づく成長戦略 としての長期 戦略</p>	<p>最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までに80%の温室効果ガスの削減に大胆に取り組む</p>



国の動向

平成24年
(2012年)9月
生物多様性国家戦略2012 - 2020

生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現

平成30年
(2018年)7月
エネルギー基本計画
(第五次)

「徹底した省エネルギー社会の実現」
「再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組」
「水素社会実現に向けた取組の抜本強化」 など

平成30年
(2018年)11月
気候変動適応計画

【目標】
気候変動影響の被害の防止・軽減
国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全

【基本戦略】（抜粋）
あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む
科学的知見に基づく気候変動適応を推進する
地域の実情に応じた気候変動適応を推進する
国民の理解を深め、事業活動に応じた気候変動適応を推進する

令和元年
(2019年)5月
プラスチック資源循環戦略

第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3 R + Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進する

世界・国・
福島県の動向

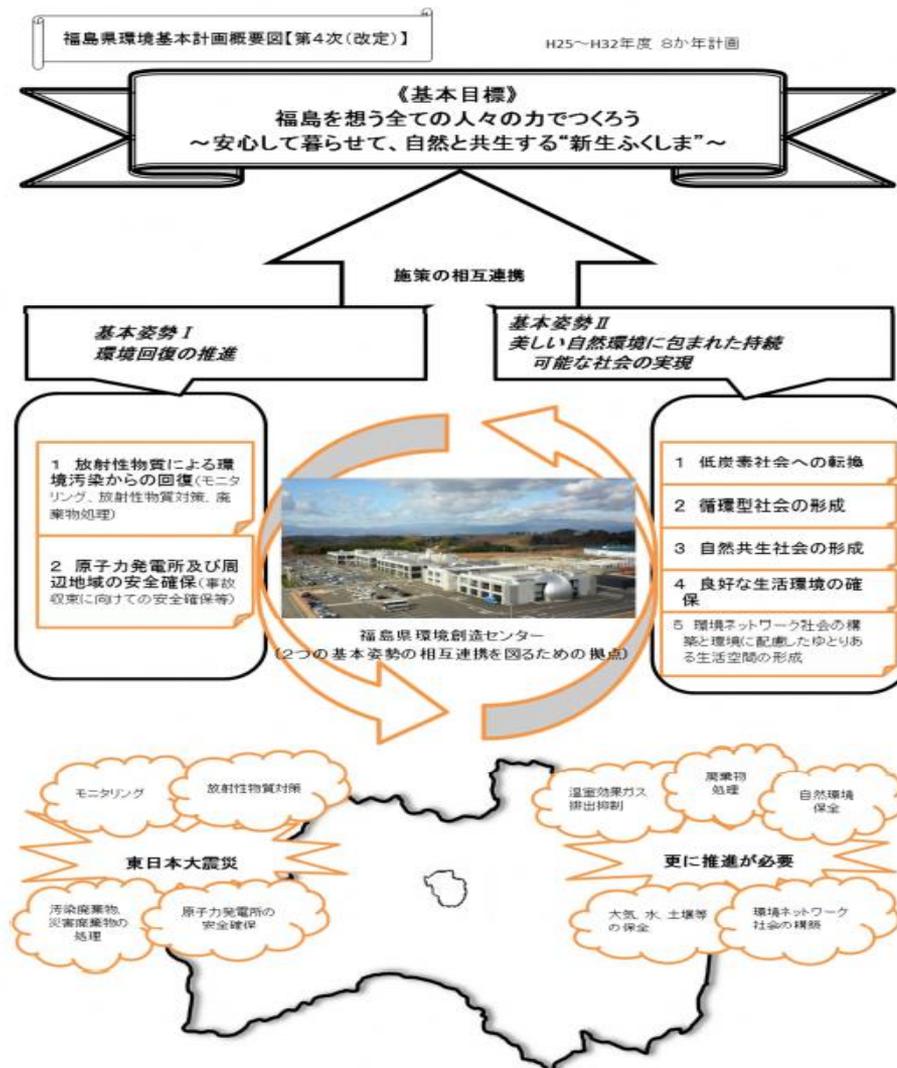
現行計画に
おける課題等

環境都市像
基本目標

施策の展開

福島県の動向

平成29年
(2017年)3月
福島県環境基本計画【第四次(改定)】



世界・国・
福島県の動向



現行計画に
おける課題等



環境都市像
基本目標



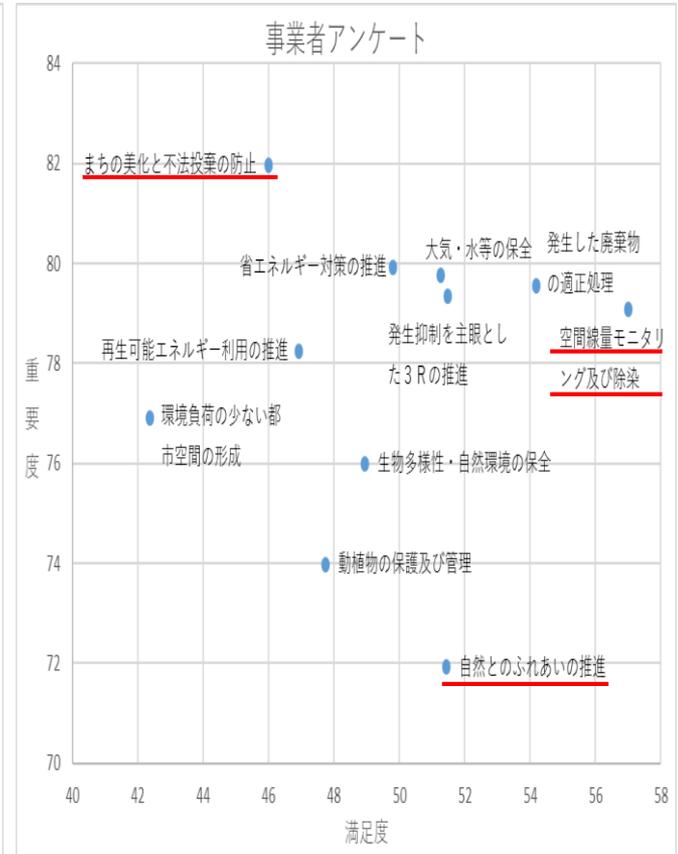
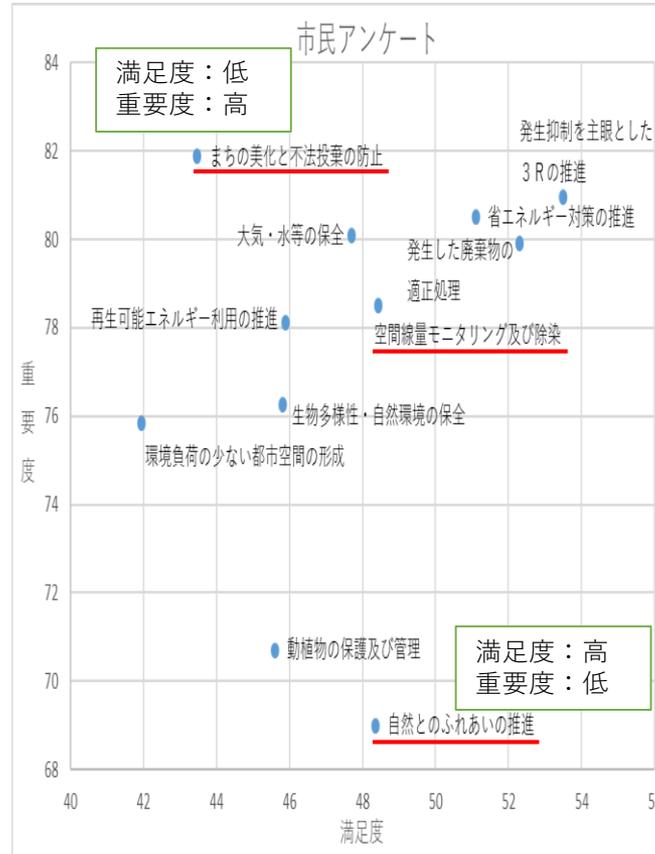
施策の展開

環境に関する市民・事業者アンケート

〇市の環境施策に対する満足度・重要度について

- 満足（重要度が高い）の割合（%） × 100
- やや満足（やや高い）の割合（%） × 75
- どちらもなしの割合（%） × 50
- やや不満（やや低い）の割合（%） × 25
- 不満（低い）の割合（%） × 0

の合計値で点数化し、クロス分析



世界・国・
福島県の動向

現行計画に
おける課題等

環境都市像
基本目標

施策の展開

環境に関する市民・事業者アンケート

○ 市民・事業者の環境への取組状況等のまとめ

低炭素社会づくり	市民・事業者の取組について、「無駄な消費を削減する」など費用のかからない取組は取組状況が高く、「再エネ機器の導入」などの費用がかかる取組は取組状況が低い傾向にあり、取組の必要性の認識や市が実施する環境施策に対する重要度への回答は一定程度高い傾向にある
循環型社会づくり	市民・事業者の取組状況は高い傾向にあり、市が実施する環境施策に対する重要度も高い回答が多い傾向にある
自然共生社会づくり	市民・事業者の取組について、取組状況・必要性ともに高い取組と、取組状況・必要性ともに低い取組の二極化する傾向にあり、満足度は中程度、重要度は低い回答傾向にある
原子力災害からの環境回復	満足度は高く、重要度は中程度の回答傾向にある

世界・国・
福島県の動向

現行計画に
おける課題等

環境都市像
基本目標

施策の展開

中核市調査

- 中核市58市に対し、環境基本計画等の策定状況について照会（H31.10.3実施）
- 回答のあった40市のうち、国の第五次環境基本計画（H30.4閣議決定）の後に計画を策定したのは、高崎市・八王子市・尼崎市・西宮市・福山市の5市
- 国の第五次環境基本計画への対応

分野横断的な施策展開	
記載あり	3
検討中・検討予定	30
未定	7

地域循環共生圏	
記載あり	1
検討中・検討予定	30
未定	9

- 地域気候変動適応計画への対応

記載あり	5
検討中・検討予定	7
未定	28

- 環境指標の設定数（本市は39+2（参考指標））

41以上	10
40～30	12
29以下	18

検討中・検討予定
又は未定の自治体
が大多数

本市は指標設定数
が他市と比較して
多い

世界・国・
福島県の動向

現行計画に
おける課題等

環境都市像
基本目標

施策の展開

中核市調査

○ 高崎市・八王子市・尼崎市・西宮市・福山市の施策体系

【高崎市】（平成30年(2018年)10月策定）

目指す姿

活力ある未来を支える環境都市

資源が循環する環境にやさしいまちづくり

- 1 適正な排出の推進
- 2 廃棄物の適正処理
- 3 循環型社会の形成に寄与する一般廃棄物処理施設の整備
- 4 環境に配慮した消費生活の推進

良好な生活環境を守るまちづくり

- 1 大気汚染・悪臭への対策
- 2 水質汚濁、土壌汚染への対策
- 3 騒音・振動への対策
- 4 化学物質による環境汚染への対策
- 5 生活環境への対策
- 6 放射性物質への対策

地球環境に配慮するまちづくり

- 1 地球温暖化対策

緑豊かで魅力あふれるまちづくり

- 1 公園・緑地の整備、歴史的資産の保全
- 2 里地里山の保全
- 3 自然環境の保全

自ら環境を考え人がつながるまちづくり

- 1 環境教育・環境学習の推進
- 2 市民・市民団体・事業者との連携

【八王子市】（平成30年(2019年)3月改定）

望ましい環境像

「未来へつづく、水とみどりにあふれたまち 健康で心やすらぐまち」

人と自然が共生したまちをつくる

- 1 みどりの多面的機能の活用
- 2 森林の循環の強化
- 3 まちなかのみどりの保全・創出
- 4 水資源の保全と再生
- 5 良好な水質の保全
- 6 生物多様性の保全

資源循環とエネルギーの有効活用で、地球環境にやさしいまちをつくる

- 1 ごみの発生抑制と資源化の推進
- 2 廃棄物の適正処理
- 3 二酸化炭素(CO2)排出量の削減
- 4 再生可能エネルギーの普及拡大
- 5 低炭素型まちづくり

みんなが協働して環境保全に取り組んでいるまちをつくる

- 1 環境教育・環境学習の推進
- 2 環境情報の提供、収集及び活用

安全で良好な環境のもと、健やかに暮らせるまちをつくる

- 1 美しく快適なまちの保持
- 2 安全で健康な暮らしを守る

世界・国・
福島県の動向

現行計画に
おける課題等

環境都市像
基本目標

施策の展開

中核市調査

○ 高崎市・八王子市・尼崎市・西宮市・福山市の施策体系

【尼崎市】（平成31年(2019年)3月改定）

目指す環境像	
ECO未来都市 あまがさき	
低炭素社会の形成	— 1 エネルギーの使用量を減らします 2 エネルギーを効率よく使います 3 地球温暖化の影響を知り、備えます
循環型社会の形成	— 1 ごみができるだけ出ないようにします 2 出たごみはできるだけ資源化(リサイクル)します
安全で快適な生活環境の保全	— 1 空気・水・土・静けさを大切にします
多様な生き物の生息(生育)環境の保全	— 1 生き物に関心を持ち、そのすみかを守り、創ります
環境と経済の共生	— 1 環境により製品・サービスを提供します 2 環境により製品・サービスを選びます
環境意識の向上・行動の輪の拡大	— 1 環境について知り、まわりに伝えます 2 身近なところから環境のために活動します

【西宮市】（平成31年(2019年)3月策定）

望ましい環境像	
人を育み、人が育む 環境学習都市・にしのみや	
低炭素	— 1 省エネルギーの推進、普及啓発 2 再生可能エネルギーの導入、普及啓発 3 地域環境の整備 4 資源循環型社会の形成 5 気候変動に対する適応策
資源循環	— 1 ごみの減量化の推進及び限りある資源の有効活用 2 環境にやさしいごみの適正処理の推進
生物多様性	— 1 多様な生き物の保全及びその生息・生育環境(生態系)の再生と創造 2 まちの緑を育む
安全・快適	— 1 良好な大気、水質、土壌などの次世代への継承 2 人と環境に配慮した住まい・まちづくりの推進 3 身近な自然、歴史や文化の次世代への継承 4 自然災害や気候変動に対応したまちづくり・くらしの推進

世界・国・
福島県の動向

現行計画に
おける課題等

環境都市像
基本目標

施策の展開

中核市調査

- 高崎市・八王子市・尼崎市・西宮市・福山市の施策体系
【福山市】（平成31年(2019年)3月策定）

基本目標	
みんなで創り 未来につなぐ 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 福山 ～持続可能な社会の実現をめざして～	
低炭素社会の構築 (気候変動対策)	— 1 温室効果ガスの排出抑制 2 低炭素型のまちづくりの推進 3 気候変動による影響への適応
循環型社会の構築	— 1 3Rの推進 2 廃棄物の適正処理 3 廃棄物処理体制の確保
地域環境の保全	— 1 生活環境の保全 2 快適な住環境の形成
自然共生社会の構築	— 1 生物多様性の保全 2 里山・里地・里海の保全
持続可能な社会を担う人づくり	— 1 環境学習・環境教育・環境啓発の推進 2 環境コミュニケーションの推進

市環境調整会議研究会からの意見

- 台風第19号・大雨の影響を本計画に盛り込むべき
- 環境リスクの管理に「3 自然災害への対策」を追加し、起こり得る自然災害への対策について、関係各課の計画等と連動する様に内容を充実
- プラごみなど国際問題となっているごみについては、3Rを継続して減量化していくことが基本施策であり、リサイクルの推進とともに、リサイクルしやすい素材への移行など、循環型社会を意識した行動が重要
- 平成29年(2017年)11月末に面的除染が終了していることから、「原子力災害からの環境回復」⇒「原子力災害への対策」に、「除染」⇒「状況に応じた除染」（除染の効果が維持されていない箇所が確認された場合には、国（環境省）との協議により対応）に位置づけを修正
- 「自然とのふれあいの機会を確保すること」が「自然共生社会」の形成に寄与するのか分かりにくいため、愛知目標の文言を参考に補足説明が必要

世界・国・
福島県の動向

現行計画に
おける課題等

環境都市像
基本目標

施策の展開

いわき市環境基本条例

目的

環境が限られた資源であることを深く認識し、市、事業者及び市民が相互に協力し合い、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然とが健全に共生できるふるさと「いわき」の実現を目指す

基本理念

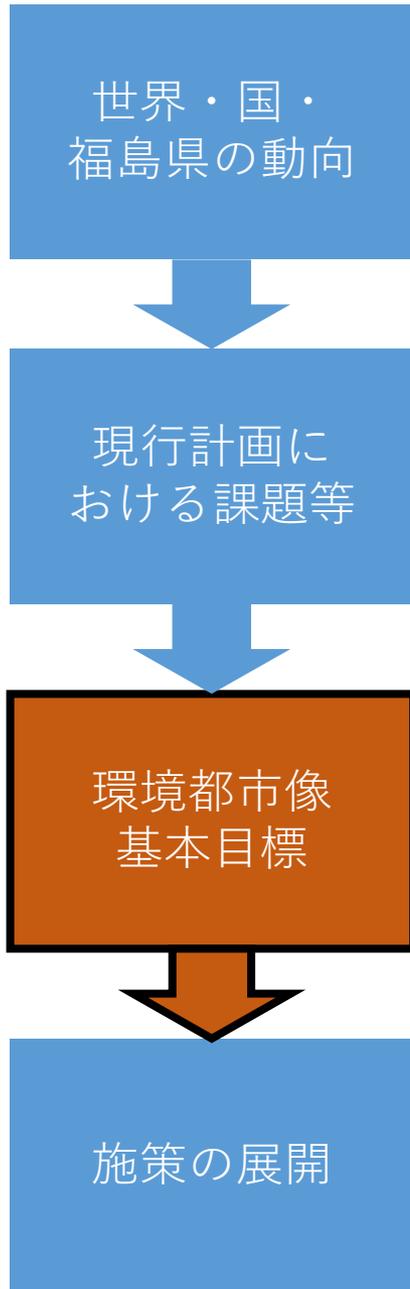
- 健康で文化的な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承
- 多様な自然環境を、人と自然とが健全に共生できるように適切に保全
- 資源の適正管理・循環的な利用推進等により、環境負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築
- 環境保全は、あらゆる活動において地球環境保全が図られるように積極的に行う

国が示す「目指すべき持続可能な社会の姿」

情報通信技術（ICT）等の科学技術も最大限に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「**循環**」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人との「**共生**」や地域間の「**共生**」を図り、これらの取組を含め「**低炭素**」をも実現する

県計画の将来像

- 低炭素**社会への転換、**循環**型社会の形成が図られ、持続可能な社会の実現
- 豊かで多様な自然と**共生**する社会が形成され、良好な生活環境が確保
- 参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会が構築され、環境配慮等に基づいた取組により、環境と調和のとれたゆとりある生活空間が形成



次期計画における「めざしていく環境都市像」(案)

人と自然が共生するまち 循環都市いわき

※ 市環境基本条例に定める「基本理念」に基づき、第一次市環境基本計画から継承されてきた環境都市像であることから、次期計画においても引き続き継承する。

次期計画の基本目標(案)

「低炭素」「循環」「共生」
「安全・快適」「支える仕組み」

※ 国が示す目指すべき持続可能な社会の姿や県計画の将来像を踏まえ、「低炭素」「循環」「共生」を基本的なキーワードとして設定するとともに、国の第五次環境基本計画における環境政策の展開に基づき、市民生活の基盤となる「安全・快適」と、現行計画第4章第1節の「計画推進の仕組み」に対応する「支える仕組み」を基本目標として設定し、市がめざしていく環境都市像の実現を目指す。

※ また、これらの基本目標は、それぞれ独立した目標でなく、「支える仕組み」による下支えのもと、相互に密接に関連しあうものであることから、施策を統合的に展開することで同時実現を目指す。

世界・国・
福島県の動向

現行計画に
おける課題等

環境都市像
基本目標

施策の展開

次期計画の基本目標（案）

低炭素

気候変動を抑え、備えるまち

気候変動を抑えるために、温室効果ガス排出量が少ない社会を目指す。
また、避けることのできない気候変動の影響に対してもしっかりと対応できる社会を目指す。

循環

地域内で有効に資源が循環するまち

ごみの発生を抑え、有効な資源として循環させることのできる社会を目指す。

共生

いきものの多様性をまもり、自然の恵みを享受できるまち

豊かな自然を活かし、さまざまないきものつながりをまもり、自然とふれあうことのできる社会を目指す。

安全・ 快適

生活環境が保全され、快適に暮らせるまち

誰もが快適で、安全・安心に暮らすことのでき、災害等のリスクにも適切に対応できるまちを目指す。

支える 仕組み

みんなで環境をまもり、創造するまち

市民、事業者、行政が一体となり、将来の世代によりよい環境を残すことができる社会を目指す。

世界・国・
福島県の動向

現行計画に
おける課題等

環境都市像
基本目標

施策の展開

国の環境基本計画における環境政策との対応

重点戦略を支える環境政策

環境政策の根幹となる環境保全の取組は、揺るぎなく着実に推進

- **気候変動対策** ↔ **低炭素** 気候変動を抑え、備えるまち
パリ協定を踏まえ、地球温暖化対策計画に掲げられた各種施策等を実施
長期大幅削減に向けた火力発電（石炭火力等）を含む電力部門の低炭素化を推進
気候変動の影響への適応計画に掲げられた各種施策を実施
 フロンガス回収
(環境省HPより)
- **循環型社会の形成** ↔ **循環** 地域内で有効に資源が循環するまち
循環型社会形成推進基本計画に掲げられた各種施策を実施
 廃棄物分別作業
(環境省HPより)
- **生物多様性の確保・自然共生** ↔ **共生** いきものの多様性をまもり、
自然の恵みを享受できるまち
生物多様性国家戦略2012-2020に掲げられた各種施策を実施
 絶滅危惧種
(イタセンパラ)
- **環境リスクの管理** ↔ **安全・快適** 生活環境が保全され、
快適に暮らせるまち
水・大気・土壌の環境保全、化学物質管理、環境保健対策
 水環境保全
(環境省HPより)
- **基盤となる施策** ↔ **支える仕組み** みんなで環境をまもり、
創造するまち
環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育・環境学習、環境情報 等
 環境教育
(環境省HPより)
- **東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応**
中間貯蔵施設の整備等、帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備、
放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策、資源循環を通じた被災地の復興、
災害廃棄物の処理、被災地の環境保全対策等 等
 中間貯蔵施設
土壌貯蔵施設

世界・国・
福島県の動向

現行計画に
おける課題等

環境都市像
基本目標

施策の展開

重点的な取り組みとして検討する事項

(案1) 地域循環共生圏やSDGsの考え方の活用

(例) 持続可能な下水道事業経営や地球温暖化対策への貢献の観点から、今後の安定的な汚泥処理の実現と、下水汚泥等のエネルギーとしての利活用を進めるものとしてPFI手法を活用した下水汚泥等利活用事業の実施

(例) 各種施策を、施策体系と1対1となるものではなく、複数の施策体系に関連するもの(基本目標2-(1)と基本目標4-(2)に関連して取り組むべき事項など)として、複合的な位置づけを検討

(案2) 地域資源を活用した様々なクリーンエネルギーの域内循環モデルの構築に向けた方策の検討

(例) 再生可能エネルギー等を活かしたマスタープランに策定に向け、本市内で期待される今後の再生可能エネルギー導入可能量や各事業者による最新の事業計画状況、それらの実現可能性・課題等を整理・分析し、更なる再生可能エネルギー等の導入拡大に向けた対応策を検討するための基礎調査の実施の検討

(案3) 2050年排出量実質ゼロを目指した方針(ゼロカーボン宣言)の検討

(例) パリ協定の目標達成に向け、環境省では、自治体での取組の重要性と拡がりへの期待の表明と、2050年排出量実質ゼロへの参画を求めている

世界・国・
福島県の動向

現行計画に
おける課題等

環境都市像
基本目標

施策の展開

施策の展開（現行計画との比較）

《現行計画》

第3章 施策	
第1節 低炭素社会づくり	
1	再生可能エネルギー利用の推進
2	省エネルギー対策の推進
3	環境負荷の少ない都市空間の形成【整理統合】
第2節 循環型社会づくり	
1	発生抑制を主眼とした3Rの推進
2	発生した廃棄物の適正処理
3	まちの美化と不法投棄の防止
第3節 自然共生社会づくり	
1	生物多様性・自然環境の保全
2	動植物の保護及び管理【整理統合】
3	自然とのふれあいの推進
4	大気、水等の保全
第4節 原子力災害からの環境回復	
1	空間線量モニタリング及び除染
第4章 推進	
第1節 計画推進の仕組み	
1	協働による環境保全
2	環境配慮活動に対する支援
3	市の率先した環境配慮
第2節 目標達成の仕組み	
1	目標達成の手法
2	環境指標による点検・公表
3	計画の見直し

《次期計画》

第3章 施策の展開	
第1節 【低炭素】気候変動を抑え、備えるまち	
1	次世代エネルギー社会の構築
2	徹底した省エネルギーの推進
3	気候変動への適応【新設】
第2節 【循環】地域内で有効に資源が循環するまち	
1	ごみ減量のさらなる推進と循環型社会の確立
2	廃棄物の適正処理
3	まちの美化と不法投棄の防止
第3節 【共生】いきものの多様性をまもり、自然の恵みを楽しむまち	
1	生物多様性への理解の促進【新設】
2	生物多様性の確保
3	自然とのふれあいの機会の創出
第4節 【安全・快適】生活環境が保全され、快適に暮らせるまち	
1	大気・水等の保全
2	自然災害への対応【新設】
3	原子力災害への対策
第5節 【支える仕組み】みんなで環境をまもり、創造するまち	
1	市民の環境保全活動の促進
2	事業者の環境保全活動の推進
3	市の率先的な活動の実施
第4章 計画の推進	
1	目標達成の手法
2	環境指標による点検・公表
3	計画の見直し

世界・国・
福島県の動向

現行計画に
おける課題等

環境都市像
基本目標

施策の展開

基本目標 1 気候変動を抑え、備えるまち

(1) 次世代エネルギー社会の構築

(例) 再生可能エネルギー利用の促進、蓄電池・水素の利活用の拡大

- ※ 市長年頭所感にあった重点テーマのひとつ「将来を見据えた次世代エネルギー社会を構築する」に対応
- ※ 国：令和12年(2030年)にFCV80万台、エネファーム530万台（水素・燃料電池戦略ロードマップ）
- ※ 県：「令和22年(2040年)頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す県を目指す」（再生可能エネルギー推進ビジョン）

(2) 徹底した省エネルギーの推進

(例) 省エネルギー設備・機器の導入促進、「COOL CHOICE」の普及啓発

- ※ 国：「令和12年(2030年)までに新築住宅の平均で住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロになる住宅（ZEH）の実現を目指す」
- ※ 国：脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」の取組の普及啓発

(3) 気候変動への適応

(例) 気候変動の影響に関する普及啓発の推進、想定される影響への対応策の検討

- ※ 小名浜ではすべての季節の平均気温が上昇しており、特に春の上昇率が100年あたり1.8℃と最も大きい。
夏日の年間日数は10年あたり1.3日、真夏日は10年あたり0.6日の割合で増加。
冬日の年間日数は10年あたり4.7日の割合で減少。
（いわき市環境基本計画策定支援業務 中間報告書より）

世界・国・
福島県の動向



現行計画に
おける課題等



環境都市像
基本目標



施策の展開

基本目標 2 地域内で有効に資源が循環するまち

(1) ごみ減量のさらなる推進と循環型社会の確立

(例) 3Rの推進、食品ロス対策、プラスチック排出抑制対策

※ 食品ロスやプラスチックごみなど、社会問題となっている課題への対応を検討

(2) 廃棄物の適正処理

(例) 一般廃棄物の適正処理、産業廃棄物の適正処理

※ 位置づけを継続

(3) まちの美化と不法投棄の防止

(例) まちの美化、不法投棄の防止

※ 市民・事業者アンケートにおいて、市の環境施策に対する満足度・重要度について、満足度が低く、重要度が高いことから、位置づけの重点化を検討

※ 「次期市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」や廃棄物適正処理に向けた取組の検討状況に合わせて、整合を図りながら、位置づけ内容を検討していく

世界・国・
福島県の動向

現行計画に
おける課題等

環境都市像
基本目標

施策の展開

基本目標3 いきものの多様性をまもり、自然の恵みを 享受できるまち

(1) 生物多様性への理解の促進

(例) 環境教育の推進、希少動植物の保全、特定外来生物への対応

(2) 生物多様性の確保

(例) 森林・農地・河川等の保全、緑地の保全と緑化の推進、鳥獣被害への対応

(3) 自然とのふれあいの機会の創出

(例) 人と自然のふれあいの充実、公園・緑地の整備と管理の推進

※ 生物多様性による恵み（生態系サービス）は、食料等の供給、防災・減災、土壌形成など、豊かで健康、安全な生活を支えるものであり、グリーンインフラ（自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを推進する）としても重要であるが、アンケート調査によれば、市民・事業者ともに、取組状況や重要性で低いとの回答の傾向にあり、生物多様性の重要度が十分に理解されていないと考えられる。

そのため、まずは市民・事業者が生物多様性の価値や行動を認識することが重要であり、「生物多様性国家戦略」の基本戦略をベースに、「理解の促進」「確保」「機会の創出」に施策体系を整理する。

「生物多様性国家戦略」基本戦略

- | | |
|------------------------|----------------|
| ①生物多様性を社会に浸透 | ⇒ 「理解の促進」 |
| ②地域における人と自然の関係を見直し、再構築 | ⇒ 「理解の促進」 「確保」 |
| ③森・里・川・海のつながりを確保 | ⇒ 「確保」 |
| ④地球規模の視野を持って行動 | |
| ⑤科学的基盤を強化し、政策に結び付ける | |

世界・国・
福島県の動向

現行計画に
おける課題等

環境都市像
基本目標

施策の展開

基本目標4 生活環境が保全され、快適に暮らせるまち

(1) 大気・水等の保全

(例) 大気・水環境等の監視の継続、発生源対策、生活排水対策の推進

(2) 自然災害への対応

(例) 分散型エネルギーによる災害に強いまちづくり

(3) 原子力災害への対策

(例) 状況に応じた除染、空間線量モニタリング

※ 生活環境の基盤となる大気・水等の保全、生活排水処理率の向上とともに、今般の台風19号等による災害を踏まえ、**災害対応検証委員会**における検証等と整合を図りながら、施策の位置づけを検討する。

※ 現行計画の第3章第4節「原子力災害からの環境回復」については、平成29年(2017年)11月末に面的除染が終了していることや、アンケート調査では、満足度は高く、重要度は中程度の回答傾向にあることなどから、基本目標「安全・快適」の施策としての位置づけとする。

世界・国・
福島県の動向

現行計画に
おける課題等

環境都市像
基本目標

施策の展開

基本目標5 みんなで環境をまもり、創造するまち

(1) 市民の環境保全活動の促進

(例) 市民の環境保全活動の促進、地域の環境保全活動の活性化

(2) 事業者の環境保全活動の推進

(例) 環境と経済の好循環の促進、事業者の環境コミュニケーションの促進

(3) 市の率先的な活動の実施

(例) 事務事業に伴う環境への負荷の低減

※ 現行計画の第4章第1節「計画推進の仕組み」については、環境指標を設定して進行管理を行っており、環境指標を設定すべき内容は基本目標として組み込み、一体的に位置づけることとする。

※ 「市の率先的な活動の実施」については、市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)として位置付けるもの。